公益財団法人大阪府育英会
会計監査人募集要領

令和５年１月

公 益 財 団 法 人 大 阪 府 育 英 会

公益財団法人大阪府育英会会計監査人募集要領

公益財団法人大阪府育英会は、平成２４年４月１日に公益財団法人に移行しました。

当会は、法令（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１２号）により会計監査人を設置しておりますが、あらためて、プロポーザル方式にて会計監査人の選定を実施することと致しました。受嘱を希望する監査法人におかれましては、本要領を参照していただき、ご提案をお願いいたします。

１　業務の名称

公益財団法人大阪府育英会（以下「大阪府育英会」という。）における会計監査人業務

２　業務の内容

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２３条に基づく計算書類（計算書類のうち損益計算書については、公益認定等ガイドラインⅠ－５（１）の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及びその附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書の監査業務等（監査対象年度は、令和５年度事業年度にかかるものとします。なお、再任の場合は、次年度以降の事業年度にかかるものとします。）

＜具体的内容＞

（１）上記書類の期末監査

（２）上記書類にかかる大阪府育英会の会計についての期中監査

（３）大阪府育英会の会計についての助言・相談対応業務　　など

３　会計監査人の任期

会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとします。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなします。

＜具体的内容＞

令和５年度定時評議員会（令和５年６月下旬開催予定）において選任され、令和６年度定時評議員会（令和６年６月下旬開催予定）の終結の時までとします。

４　監査契約の締結

選任された会計監査人は、選任後、速やかに大阪府育英会と監査契約を締結することとします。監査契約の内容については、具体的な業務内容等と併せて大阪府育英会と協議の上、締結することとします。

なお、事業の一部又は全部を、他の法人等に再委嘱することは認めません。ただし、あらかじめ大阪府育英会の承諾を得た場合は、この限りではありません。

5　委嘱金額上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（１）選任の日から令和６年度定時評議員会（令和６年６月中旬開催予定）の終結の時まで2,200,000円を上限とします。

（２）上記金額には、報酬、交通費、事務費、通信費等のすべての経費を含みます。

6　会計監査人候補者の選定スケジュール

日	内　容
令和５年１月１７日（火）	募集要領公告及び質問受付開始
令和５年１月３０日（月）	質問受付締切り
令和５年２月　３日（金）予定	質問回答日（ホームページに掲載）
令和５年２月１０日（金）	提案書の提出期限
令和５年２月２０日（月）	提案内容のプレゼンテーション
令和５年２月２２日（水）予定	選定及び選定結果の通知・公表

7　応募資格等

（１）応募資格

以下の①から⑪までのいずれにも該当する者であること。

① 公認会計士法（昭和２３年法律第１０３号）第１条の３第３項に規定する監査法人であり、公認会計士法その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。

② 監査法人であって、大阪府内に事務所を有する者であること。

③ 本業務従事者が公認会計士法第３０条及び第３１条による懲戒処分を受けたことがないこと。

④ 労働関係法令等の法令を遵守し、委嘱内容を誠実に履行できること。

⑤ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑥ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第１７４条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑦ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開

始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第４１条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第１９９条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

⑧　府税に係る徴収金を完納していること。

⑨　最近１事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

⑩　この募集開始の日から会計監査人選定の日までの間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者。

ウ　大阪府を当事者の一方とする契約（大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この募集開始の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

エ　公認会計士法第３４条の２１第２項の規定による処分を現に受けている者

⑪　直近の決算を行っており、その決算において経常利益が赤字でないこと、または直近３年間の決算において経常利益が通算で赤字でないこと

（２）欠格条項

次の①から④までに該当する場合は、委嘱候補者選定の対象から除外します。

①　提出書類に虚偽の記載があった場合

②　大阪府育英会の求めにも関わらず提出書類に不備があった場合

③　この要領に違反又は著しく逸脱した場合

④　上記①から③までのほか、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

８　応募方法等

（１）募集要領の配布

①　期間　　令和５年１月１７日（火）から２月１０日（金）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前１０時から午後５時まで

②　方法　　大阪府育英会ホームページ（https://www.fu-ikuei.or.jp/、以下「当会ＨＰ」という。）からダウンロードできます。また、以下においても配布します

大阪市都島区網島町６－２０　大阪私学会館２階
公益財団法人大阪府育英会　総務部　総務企画課
（電話：０６－６３５８－３０５２）

（２）提出書類

応募する監査法人は、大阪府育英会に次の書類を添えて提出してください。

なお、提出書類の内容確認のため、大阪府育英会から問い合わせを行うことがあります。

①　提案書（別紙「提案書作成要綱」参照）

②　監査法人の概要（下記内容が網羅されている監査法人の案内等（印刷物）で可）

ア　出資金（資本金）

イ　直近の決算（事業）報告書（直近が赤字の場合は過去３年分）

ウ　組織体制（公認会計士、会計士補等職員数）

エ　公益法人の監査実績等

③　納税証明書（７応募資格等（１）応募資格⑧⑨に係るもの）

④　監査法人の下記の書類

ア　登記簿謄本（提出の日において発行日から３ヶ月以内のものに限る。）及び定款

イ　監査契約に係る標準契約約款

（３）応募手続

前記（２）の提出書類を、令和５年１月１７日（火）から令和５年２月１０日（金）（土曜日・日曜日を除く。）の午前１０時から午後５時までの間に、８の（１）②の募集要領配布場所に持参してください。

（４）提出書類の返却

理由を問わず提出書類は返却しません。

（５）経費の負担

提案に要する経費は、すべて提案者の負担とします。

（６）質問の受付

この募集に関する質問については、令和５年１月１７日（火）から１月３０日（月）までの間に、「質問書（別紙参照）」により次の電子メールアドレスに送付して行ってください。

電子メールアドレス：soumu@fu-ikuei.or.jp

２月３日（金）に当会ＨＰ上で質問と回答を掲示する予定です。

（７）プレゼンテーション

上記（２）①の提案書の内容について、２月２０日（月）に説明をしていただきます。説明していただく時間等の詳細は２月１７日（金）迄に応募者にご連絡致します。

９　審査・選定方法

（１）審査方針及び選定方法

会計監査人候補者の選定の審査は、公益財団法人大阪府育英会会計監査人候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行います。委員会では、８（２）の提出書類の審査及び８（７）

のプレゼンテーションを行い、（２）の審査基準に基づき提案内容等を評価し、評価の最も高い提案者１者を優先委嘱予定者、次順位の者を補欠予定者として選定します。

なお、委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

（２）審査基準

審査項目	審査内容	配点
１．監査の実施体制	①要員計画（監査チームのメンバーの公益法人監査実績） ②品質管理及びサポート体制	20 点
２．監査の内容	①監査実施の基本方針及び考え方 ②監査計画及びその内容 ・監査日数、期間の妥当性 ・具体的監査実施内容の妥当性 ③日常の相談に対する即応体制 ④その他提供できるサービス	40 点
３．所要経費見積	①所要経費とその根拠 ア　執務予定日数（延べ人日数も記載） イ　経費算定内訳（旅費等の必要経費を含む） ウ　監査契約に含まれるその他のサービスに係る経費 エ　経費の考え方 オ　その他	40 点
合　　計		100 点

（３）選定結果の通知

選定結果については各提案者に対して個別に書面で通知するとともに、当会ＨＰに掲載します。

１０　会計監査人の選任

上記９（１）の優先委嘱予定者として選定された会計監査人候補者は、令和５年度定時評議員会において選任します。

なお、委員会における選定後、令和５年度定時評議員会における選任の日までに辞退その他の理由により選任に至らなかった場合は、補欠予定者を会計監査人候補者として、上記選任手続きを行います。

１１　その他

（１）個人情報の保護

委嘱契約の履行に際しては、別途大阪府育英会が定める「個人情報取扱特記事項」を遵守してください。